民有林補助治山事業の範囲について

昭和48年11月27日　48林野治第2235号
最終改正　令和５年３月30日　４林整治第1937号
林野庁長官より都道府県知事あて

民有林補助治山事業の範囲の基準を別紙１のとおり定めたので、その取扱いにあたっては遺憾のないようにされたい。

民有林補助治山事業採択基準

（別紙１）

区　　分	採　　択　　基　　準
治山事業 治山激甚災害対策特別緊急	１　対象地区は、林地の崩壊、土砂の流出、地すべり等により、(1)のアからウまでのいずれかに該当する災害（被害を受けた市町村（当該被害が複数の市町村にわたる場合は、主たる被害を受けた市町村。以下同じ。）の高齢世帯率が全国平均の率の1.5倍以上である場合は(2)のアからウまでのいずれかに該当する災害）が発生した一連の地区のうち、再度の林地の崩壊、出水等により下流等に著しい被害を与えるおそれがあって、再度災害を防止するため、一定の計画に基づき緊急に実施することが必要な保安施設事業、砂防事業及び地すべり対策事業に係る全体事業費の合計額がおおむね10億円以上であり、かつ、災害発生の初年度に災害関連緊急治山事業（災害関連緊急治山等事業実施要領（昭和62年５月20日付け62林野治第1674号林野庁長官通知。以下「災関実施要領」という。）第２の１に規定する事業をいう。以下同じ。）が実施されたもの。 (1) ア　全壊（流失を含む。以下同じ。）家屋数がおおむね50戸以上であるもの イ　全壊家屋数と再度の崩壊、出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数を合わせおおむね50戸以上 ウ　浸水家屋戸数が 2,000戸以上であるもの (2) ア　全壊家屋数が25戸以上であるもの イ　再度の出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数が25戸以上であるもの ウ　浸水家屋戸数が1,000戸以上であるもの ２　１の対象地区において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものを採択する。 (1)　下流の被害地域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要のあるもの（治山事業のみを施行する場合にあっては、地区内の林地の保全上特に緊急に施行するものを含む。） (2)　公共の利害に密接な関係を有し、民生の安定上放置し難いもので、次のアからウまでのいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの ア　人家10戸以上 イ　学校、官公署、病院、鉄道、道路（利用区域面積500ha 以上の林道等を含み、近接した迂回路のある市町村道を除く。）、港湾、重要な鉱工業施設等 ウ　農地、ため池、用排水施設、農道（関係面積100ha以上）等

緊急事業	火山治山激甚災害対策特別緊急	1　対象地区は、林地の崩壊、土砂の流出、地すべり等により、(1)のアからウまでのいずれかに該当する災害（被害を受けた市町村の高齢世帯の率が全国平均の率の1.5倍以上である場合は（2)のアからウまでのいずれかに該当する災害）が発生した一連の地区のうち、再度の林地の崩壊、出水等により下流等に著しい被害を与えるおそれがあって、再度災害を防止するため、一定の計画に基づき緊急に実施することが必要な治山事業に係る全体事業費がおおむね30億円以上であり、かつ、災害発生の初年度に災害関連緊急治山事業が実施されたもの。 (1) ア　全壊家屋数がおおむね50戸以上であるもの イ　全壊家屋数と再度の崩壊、出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数を合わせおおむね50戸以上 ウ　浸水家屋戸数が 2,000戸以上であるもの (2) ア　全壊家屋数が25戸以上であるもの イ　再度の出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数が25戸以上であるもの ウ　浸水家屋戸数が1,000戸以上であるもの 2　１の対象地区において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものを採択する。 (1)　下流の被害地域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要のあるもの（地区内の林地の保全上特に緊急に施行するものを含む。） (2)　公共の利害に密接な関係を有し、民生の安定上放置し難いもので、次のアからウまでのいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの ア　人家10戸以上 イ　学校、官公署、病院、鉄道、道路（利用区域面積500ha 以上の林道等を含み、近接した迂回路のある市町村道を除く。）、港湾、重要な鉱工業施設等 ウ　農地、ため池、用排水施設、農道（関係面積100ha以上）等
	地すべり激甚災害対策特別緊急	1　対象地区は、林地の崩壊、土砂の流出、地すべり等により、(1)のアからウまでのいずれかに該当する災害（被害を受けた市町村の高齢世帯の率が全国平均の率の1.5倍以上である場合には、(2)のアからウまでのいずれかに該当する災害）が発生した一連の地区のうち、再度の地すべり等により下流等に著しい被害を与えるおそれがあって、再度災害の発生を防止するため、一定の計画に基づき緊急に実施することが必要な保安施設事業、砂防事業及び地すべり対策事業に係る全体事業費の合計額がおおむね10億円以上であり、かつ、災害発生の初年度に災害関連緊急地すべり防止事業（災関実施要領第２の２に規定する事業をいう。）が実施されたもの。 (1) ア　全壊家屋数がおおむね50戸以上であるもの イ　再度の出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数がおおむね50戸以上であるもの ウ　浸水家屋戸数が2,000戸以上であるもの (2) ア　全壊家屋数が25戸以上であるもの イ　再度の出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数が25戸以上であるもの ウ　浸水家屋戸数が1,000戸以上であるもの

２　１の対象地区において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを採択する。
(1)　地すべり区域及び上下流域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要のあるもの
(2)　多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川（１級又は２級河川）に直接被害を及ぼすと認められる地区に係るもの
(3)　公共の利害に密接な関係を有し、民生の安定上放置し難いもので、次のアからウまでのいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの
ア　人家10戸以上
イ　学校、官公署、病院、鉄道、道路（利用区域面積500ha 以上の林道等を含み、近接した迂回路のある市町村道を除く。）、港湾、重要な鉱工業施設等
ウ　農地、ため池、用排水施設、農道（関係面積100ha以上）等

山地治山総合対策事業

復旧治山

山地において天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃渓流、はげ山及び地隙（以下「崩壊地等」という。）の復旧整備を行うものであって、次の１又は２のいずれかに該当するもの。
１　次の(1)及び(2)に該当するものであること。
(1)　崩壊地等が次のアからウまでのいずれかに該当するものであること。
ア　荒廃の拡大又は土砂、流木等の流出により現に下流に被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるものであって、流域保全上重要なもの
イ　活断層周辺又は沿岸部の山地における崩壊地であって、地震又は津波により著しい被害を及ぼすおそれがあるもの
ウ　公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの
(2)　次のアからウまでのいずれかに該当するものであること。
ア　１級河川上流で行うもの
イ　２級河川上流で行うもの
ウ　その他の河川又は地区で行うものであって、崩壊地等が次の(ア)から(エ)までのいずれかに被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるもの（次の(ア)に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）
（ア）　市街地又は集落（人家が10戸以上あるものに限る。）
（イ）　主要公共施設（学校、官公署、病院、鉄道、道路（道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定するもの並びに林道及び農道をいう。以下同じ。）、港湾等をいう。以下同じ。）
（ウ）　農地（10ha以上のもの又は５ha以上10ha未満のものであって周辺の人家への被害を含めて被害の規模を考慮した場合に、当該被害の規模が10ha以上のものへの被害の規模に相当すると認められるものに限る。防災林造成により海岸防災林又は防風林の造成を行う場合を除き、以下同じ。）、た

め池（貯水量３万m^3以上のものに限る。以下同じ。）、用排水施設（関係面積100ha以上のものに限る。以下同じ。）、漁場（受益戸数20以上のものに限る。）等

（エ）　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等

２　前号の(2)のアからウまでに掲げるもののうち、里山等の人家周辺にあって、治山施設の設置と併せて、これら施設と一体的な水土保全効果を有する周辺森林における本数調整伐等の森林整備（以下「里山等保安林機能強化対策」という。）を行うものであるとともに、次の(1)及び(2)を対象として行うものであること。

(1)　崩壊地等の復旧整備等に必要な治山施設の効果区域内に存する保安林であって、立木の過密化による表土の流出その他の水土保全機能の著しい低下により、山地の崩壊又は土砂、流木等の流出を発生させ、又は発生させるおそれがあるもの

(2)　市街地又は集落（人家が10戸以上のもの又は人家が５戸以上10戸未満のものであって周辺の公共施設への被害を含めて被害の規模を考慮した場合に、当該被害の規模が人家10戸以上のものへの被害の規模に相当すると認められるものに限る。）に被害を及ぼすおそれのあるもの

（工事規模）　１施行箇所の事業費

全体計画　7,000万円以上（ただし、里山等保安林機能強化対策を行う場合にあっては、全体計画8,000万円以上とし、ICT等新技術を導入し行う場合にあっては、全体計画3,500万円以上とする。）

山地災害重点地域総合対策

山地災害重点地域調査は、次の１又は２のいずれかに該当するものとする。

１　山地災害危険地区の密集地（森林面積100km2当たりの山地災害危険地区（地すべり危険地区を除く。）が70地区以上の地域をいう。）で行うもの

２　調査を実施しようとする年度から起算して１年以内に、土砂災害警戒情報若しくは大雨特別警報の対象とされ、又は震度５弱以上の地震を観測した地域であって、山地災害危険地区が一定程度密集する地域（森林面積100km2当たりの山地災害危険地区（地すべり危険地区を除く。）が30地区以上の地域をいう。）で行うもの

重点地域総合治山対策は、山地災害危険地区に判定されており（荒廃危険山地の崩壊等の予防のみを実施する場合は、山腹崩壊危険地区等の危険度判定が「Ａ」と判定されたものに限る。）、かつ、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されている地区で行うものであって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとする。

(1)　１級河川上流で行うもの

(2)　２級河川上流で行うもの

(3)　その他の河川又は地区で行うものであって、次のアからエまでのいずれかに被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるものを対象として行うもの

ア　市街地又は集落（人家が10戸以上あるものに限

る。）
イ　主要公共施設
ウ　農地、ため池、用排水施設、漁場等
エ　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等

（工事規模）　全体計画　２億円以上（山地災害重点地域調査を２に規定する基準で行ったものに基づき実施する場合にあっては、全体計画5,000万円以上）

流木防止総合対策	流木に起因する災害の未然防止を図ることを目的とするものであり、次の１から３までのいずれかに該当し、かつ、流木防止総合対策計画に基づき４に掲げる措置を実施するもの。 １　１級河川上流で行うもの ２　２級河川上流で行うもの ３　その他の河川又は地区で行うものであって、次の(1)から(4)までのいずれかに被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるもの（次の(1)に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）を対象として行うもの (1)　市街地又は集落（人家が10戸以上あるものに限る。） (2)　主要公共施設 (3)　農地、ため池、用排水施設、漁場等 (4)　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等 ４　次の(1)から(9)までの措置を実施するもの。ただし、(8)の措置を実施する場合にあっては(1)から(7)までのいずれかの措置と併せて実施するもの、(9)の措置を実施する場合にあっては(1)から(3)までのいずれかの措置と併せて実施するものとする。 (1)　治山施設の設置 (2)　荒廃森林の整備 (3)　既存施設への流木捕捉機能の付加等の機能強化 (4)　流木捕捉式治山ダム等の流木捕捉機能回復のために必要な流木捕捉式治山ダム等と一体となった管理道の整備 (5)　渓流沿いに堆積又は倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置 (6)　荒廃森林の整備の妨げとなる保安林内に漂着した流木等の除去、林内での安定化のための措置 (7)　流木捕捉式治山ダム等に堆積した流木等の除去や林外への搬出・処理 (8)　航空レーザ計測を実施し、又は既存の計測結果を活用して行う崩壊地、渓流荒廃地又は崩壊のおそれのある箇所を分析し、工事計画を策定するための調査 (9)　流木対策に係る技術的課題の検証 （工事規模）　全体計画　１億円以上
緊急総合治山	災害関連緊急治山事業の着手地区（一部完工以降に限る。）及びその周辺地区並びに国有林野内直轄治山災害関連

緊急事業の着手地区の周辺地区において、これらの事業に引き続いて実施するもの。ただし、当該災害関連緊急治山事業を災関実施要領第３の１の(1)の採択基準により採択した場合は、同要領第３の１の(2)の採択基準に該当するものに限り、当該国有林野内直轄治山災害関連緊急事業を直轄治山等災害関連緊急事業実施要領第３の３の(1)の採択基準により採択した場合は、同要領第３の３の(2)の採択基準に該当するものに限る。

（工事規模）　次のア又はイのいずれかに該当するもの
１施行箇所の事業費
ア　年度計画　山腹　800万円以上
渓流1,500万円以上
イ　全体計画　山腹2,500万円以上
渓流4,500万円以上

― 緊急予防治山

地域における減災に関する取組と併せて行う水源の涵（かん）養及び山地災害の防止のために緊急的に行う荒廃危険山地の崩壊等の予防を行うものであって、次の１に該当するもの（ただし、里山等保安林機能強化対策については、次の１から３までの全ての条件を満たすものとする。）。

１　次の(1)又は(2)のいずれかを対象として行うものであること。
(1)　山地災害危険地区に判定されており（山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるもの又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路に被害を及ぼすおそれのあるものに限る。）、かつ、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているもの
(2)　山地災害危険地区（山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）の上流部に位置する山地又は２以上の山地災害危険地区（山地災害危険地区の危険度評価において、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）の上流部に位置する山地
２　治山施設の効果区域内に存する保安林であって、立木の過密化による表土の流出その他の水土保全機能の著しい低下により、山地の崩壊又は土砂、流木等の流出を発生させ、又は発生させるおそれがあるものを対象として行うものであること。
３　市街地又は集落（人家が10戸以上のもの又は人家が５戸以上10戸未満のものであって周辺の公共施設への被害を含めて被害の規模を考慮した場合に当該被害の規模が人家10戸以上のものへの被害の規模に相当すると認められるものに限る。）を対象として行うものであること。

（工事規模）　次のア又はイのいずれかに該当するもの（括弧書きは里山等保安林機能強化対策を行う場合の事業費）
１施行箇所の事業費
ア　年度計画　山腹　800万円以上（1,000万円以上）

		渓流1,500万円以上（1,700万円以上） イ　全体計画　山腹2,500万円以上（3,000万円以上） 渓流4,500万円以上（5,000万円以上）
	緊急機能強化・老朽化対策	次の１から３までの全ての条件を満たすものとする。ただし、老朽化対策のみを実施する場合にあっては、１、２及び４の条件を満たすものとする。 １　山地災害危険地区に判定されており、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの。 (1) 危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるもの又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路に被害を及ぼすおそれのあるもの (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき指定された激甚災害に対して行う災害関連緊急治山事業又は災害関連緊急地すべり防止事業若しくは治山施設災害復旧事業の実施箇所が所在する地域であるもの ２　個別施設計画が策定されている治山施設であること ３　全体計画の工事規模が1,500万円以上のもの（山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されており、同等の機能を有する治山施設の新設に係るコスト比較を行うものに限る。） ４　年度計画の工事規模が200万円以上のもの
	地すべり防止	地すべり防止区域内の地すべりで、現に下流に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、流域保全上重要なもの及び公共の利害に密接な関係を有し民生安定上放置し難いもので、次の１から３までのいずれかに該当するもの。 １　１級河川上流で行うもの ２　２級河川上流で行うもの ３　その他の河川又は地区で行うものであって、次の(1)から(4)までのいずれかに被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるもの（次の(1)に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。） (1)　市街地又は集落（人家が10戸以上あるものに限る。特定流域治山対策（山地治山タイプに限る。）を実施する場合を除き、以下同じ。） (2)　主要公共施設 (3)　農地、ため池、用排水施設等 (4)　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等 （工事規模）　１施行箇所の事業費 全体計画　１億円以上（ただし、ICT等新技術を導入し行う場合にあっては、全体計画3,500万円以上とする。）
	緊急総合地すべり防止	災害関連緊急地すべり防止事業の着手地区（一部完工以降に限る。）及びその周辺地区において、同事業に引き続いて

実施するもの。ただし、当該災害関連緊急地すべり防止事業を災関実施要領第３の２の(1)の採択基準により採択した場合は、同要領第３の２の(2)の採択基準に該当するものに限る。

（工事規模）　次のア又はイのいずれかに該当するもの
１施行箇所の事業費
ア　年度計画　山腹　800万円以上
渓流1,500万円以上
イ　全体計画　山腹2,500万円以上
渓流4,500万円以上

― 防災林造成

防災林造成は、保安林の機能を維持強化するため、森林の造成等を行う事業で、次の４つに区分される。

１　なだれ防止林造成
積雪・豪雪地帯で発生するなだれの被害を防止するため、森林の造成及びこれと一体的に行う機能の低位な森林の整備に係る保安施設事業であって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの
(1)　市街地又は集落
(2)　主要公共施設
(3)　農地、ため池、用排水施設等
(4)　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等

（工事規模）　次のア又はイのいずれかに該当するもの
ア　１施行箇所の事業費
年度計画　500万円以上
イ　１施行箇所の事業費（対策箇所周辺の危険地における詳細調査を併せて実施する場合）
全体計画　1,500万円以上（ただし、対策工事に係る１施行箇所の事業費は500万円以上であること。）

２　土砂流出防止林造成
風倒木、山火事等が発生し機能が失われた森林及びその周辺の機能の低位な森林からの土砂の崩壊・流出を防止するため、森林の造成及びこれらと一体的に行う機能の低位な森林の整備に係る保安施設事業であって、次の(1)から(4)までのいずれかに被害を及ぼすおそれがあるもの（ただし、火山山麓部において泥流等を下流に安全に誘導するための土塁工の設置や泥流等の流出抑制を図る森林の造成等を実施する場合については、(1)又は(2)に被害を及ぼすおそれのあるものに限る。）
(1)　市街地又は集落
(2)　主要公共施設
(3)　農地、ため池、用排水施設等
(4)　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等

（工事規模）　１施行箇所の事業費
年度計画　500万円以上

３　海岸防災林造成
　沿岸部における飛砂、強風、風浪、高潮、津波等の被害の防止又は軽減のため、森林の造成及びこれと一体的に行う機能の低位な森林の整備に係る保安施設事業であって、次の(1)から(4)までのいずれかに被害を及ぼすおそれがあるもの（ただし、津波対策として、生育基盤の地盤高を確保したうえで造成と保育管理を一体で実施するもの（以下「津波対策強化タイプ」という。）については、次の(1)から(4)の条件が津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第８条第１項の規定に基づく津波浸水想定に係る区域で行うものを対象とし、保育管理のうち下刈、追肥については同一年度に同一工区において、他の保育管理と併せて実施するものを対象とし、本数調整伐は対象外とする。）
(1)　市街地又は集落
(2)　主要公共施設
(3)　農地（林帯延長100mにつき後方２ha以上のものに限る。）、ため池、用排水施設等
(4)　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等

（工事規模）　次のア又はイのいずれかに該当するもの
ア　１施行箇所の事業費
　年度計画　500万円以上（海岸防災林の機能強化を単独で図る場合にあっては、1,000万円以上）
イ　１施行箇所の事業費（津波対策強化タイプの場合）
　全体計画　4,500万円以上

４　防風林造成
　強風による被害を防止するため、森林の造成及びこれと一体的に行う機能の低位な森林の整備に係る保安施設事業であって、次の(1)から(4)までのいずれかに被害を及ぼすおそれがあるもの
(1)　市街地又は集落
(2)　主要公共施設
(3)　農地（造成面積の10倍以上のものに限る。）、ため池、用排水施設等
(4)　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等

（工事規模）　１施行箇所の事業費
　年度計画　500万円以上

保安林整備

保安林総合改良
（通常タイプ）
次の１又は２のいずれかに該当するもの。
１　林床植生が消滅し、水源涵(かん)養機能の低下した保安林であって、表土の流出により濁水を発生させ、又は発生させるおそれがあり、複層林への誘導・造成に係る一連の事業を計画的に行う必要がある箇所
２　立木の過密化による表土の流出その他の水土保全機能の低下により、山地の崩壊又は土砂、流木等の流出を発生さ

せ、又は発生させるおそれがある保安林であって、次の(1)から(5)までのいずれかの条件を満たすもの
(1)　１、２級河川上流で行うもの
(2)　市街地又は集落（人家10戸以上）の保護
(3)　主要公共施設の保護
(4)　農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護
(5)　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護

（予防保全タイプ）
山地災害発生時におけるリスク軽減や林内環境の維持改良のため、危険木、劣性木、老齢木及び渓流漂着木の事前伐採・除去等を実施するものについては、次の１又は２のいずれかに該当するもの。
１　既往の治山事業施行地に係るもの
２　山地災害危険地区の危険度が「Ａ」と判定された地区に係るもの

（工事規模）　１施行箇所の事業費
年度計画　200万円以上

保安林買入
次の１の(1)から(3)までの全ての条件を満たすものであって、２の(1)又は(2)の条件のいずれかに適合するもの。
１ (1)　森林法（昭和26年法律第249号）第25条第１項第１号から第７号までのいずれかに該当する保安林又はこれらのいずれかの目的と第10号の目的を兼ねて指定されている保安林及びその付帯地
(2)　買入補助対象を含む一円の保安林の指定面積が50ha以上の規模を有しているもの
(3)　現に周辺に開発が及ぶ等滅失の危険に直面し、その適正な維持（造成を含む。）のため、買い入れる以外に手段がないと認められる私有のもの
２ (1)　生活環境の保全等に資するもの
人口ちゅう密な市街地、集落地に近接しているか又は工場地域等と人口ちゅう密地域との間に介在する森林で、次のア又はイのいずれかの要件に該当するもの
ア　国土保全等の機能を特に発揮している10ha以上のまとまりを有する箇所
イ　生活環境の保全、形成等の目的を達成するため、林相改良等の機能強化事業を３ha以上の区域にわたり実施する必要がある箇所
(2)　保健休養の場等に資するもの
人口の多い都市から近距離に位置し、国土保全等の機能を特に発揮しており適正な維持管理を必要とするもので、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
ア　林相、景観が特に優れているか又は湖沼、渓流等固有の景観と一体となっており、特にその保存が要請される10ha以上のまとまりを有する箇所
イ　入り込み利用者が年間10万人以上あり、特に公的管理を必要とする区域が10ha以上のまとまりを有する箇所
ウ　保健休養等の目的を達成するため林相改良等の機能強化事業を３ha以上の区域にわたり実施する必要がある箇所

		保育 　次の１から３までのいずれかに該当するもの。 １　既往の治山事業施行地であって保育を必要とする箇所 ２　治山施設の効果区域内に存する機能が低位な保安林（人工林を含む。）であって、既存の治山施設と一体的な保育を必要とする箇所 ３　水源涵（かん）養機能や土砂流出防止機能が低下した特定保安林であって、表土の流出による濁水・崩壊を発生させ、又は濁水・崩壊を発生させるおそれがあり、次の(1)及び(2)の条件を満たすもの 　(1)　特定保安林の対象面積がおおむね50ha以上のもの 　(2)　治山事業による保育を必要とする面積がおおむね５ha以上のもの （工事規模）　１施行箇所の事業費 　　年度計画　50万円以上
	流域保全総合治山	流域保全上重要な水系に存する保安林において、筋工・柵工などの簡易な土木的工法と組み合わせた保安林整備を実施するものであって、次の１から３までのいずれかに該当し、４から７の全ての条件を満たすもの。 　ただし、３により実施する場合にあっては、５の条件を必要としない。 １　天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃地において、森林土壌の流出防止対策を行うもの ２　手入れ不足や病虫獣害被害などにより保水機能が低下した森林において、保水機能の維持・向上を図るための対策を行うもの ３　砂防事業と連携した流木対策を実施するもの（ただし、各都道府県に設置されている砂防治山連絡調整会議で調整された連携箇所に限る。） ４　１、２級河川上流で行うもの（当該事業区域が各水系で策定されている「流域治水プロジェクト」事業計画区域に含まれていること） ５　保安林整備面積がおおむね30ha以上のもの（離島、奄美群島及び沖縄県にあっては、おおむね15ha以上のもの） ６　全体計画の事業規模が3,000万円以上のもの（離島、奄美群島及び沖縄県あっては、1,500万円以上のもの） ７　筋工・柵工に関する設置計画・方針について事前審査の承認を受けたもの （工事規模）　１施行箇所の事業費 　　６のとおり（施行箇所が国有林野と隣接するなどにより連携する場合は合算で全体計画額を満たすことも可能）
（流木防止総合対策）		治山施設の設置等と併せ、流木の発生原因となる渓流等に堆積する危険木の除去や脆弱な渓畔林の改植等の対策を計画的かつ一体的に実施することにより、流木に起因する災害の未然防止を図ることを目的とするものであり、次の条件を満たすもの。 １　次の(1)から(2)までのいずれかの治山事業施行地であって、流木に起因する災害により現に下流に被害を与え、又

	は被害を与えるおそれがあるもの。 (1) 治山等激甚災害対策特別緊急事業 (2) 山地治山総合対策事業（流木防止総合対策事業を除く。） ２　次の(1)から(6)までのうち、今後の降雨等により、流木に起因する災害の発生を未然に防止するために、流木対策に係る協議会等を設置し必要な措置を実施するもの (1) 流木に起因する災害の発生リスクを評価するために必要な調査及び流木防止総合対策計画（治山施設の位置、荒廃森林の整備及び危険木の除去等を実施する箇所及び年度を明示したもの）の策定 (2) 治山施設の設置 (3) 荒廃森林の整備 (4) 流木捕捉式治山ダム等の流木捕捉機能回復のために必要な、流木捕捉式治山ダム等と一体となった管理道の整備 (5) 上記(2)又は(3)の施行に併せて実施する渓流沿い（上流側、下流側ともに、(2)又は(3)を施行する箇所から治山事業として実施が可能な区域）に堆積又は倒伏している危険木等の除去、林内での安定化のための措置等（ただし、(1)の流木防止総合対策計画に基づく場合においては、(2)又は(3)の施行年度と異なる年度で実施することができる。） (6) (3)の施行の妨げとなる保安林内に漂着した流木等の除去、林内での安定化のための措置等（ただし、(1)の流木防止総合対策計画に基づく場合においては、(3)の施行年度と異なる年度で実施することができる。）
（火山噴火緊急減災対策）	火山が噴火した地域又はその兆候が顕著な地域において、治山施設の設置及び防災林整備等と併せ、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置を計画的に実施するものであり、次の１及び２の条件を満たすもの。 １　山地治山総合対策事業（地すべり防止事業及び緊急総合地すべり防止事業を除く。）の施行地であって、降灰等を原因として発生する火山泥流等により現に下流に被害を与え、又は被害を与えるおそれがあるもの。 ２　次の(1)から(5)までのうち、降灰等を原因として発生する火山泥流等による被害を未然に防止するために必要ないずれかの措置を実施するもの (1) 降灰の状況等の調査及び火山噴火緊急減災対策計画（治山施設の設置、防災林の整備、既存治山施設の排土等を実施する箇所及び年度を明示したもの）の策定 (2) 治山施設設置予定箇所と同一渓流内の既存治山施設の排土、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置 (3) 治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置 (4) 治山施設の設置 (5) 火山山麓部において火山泥流等の流出抑制を図る森林の造成等 ただし、(1)の火山噴火緊急減災対策計画に基づく場合においては、(4)の治山施設の設置（噴火警戒レベルが過去３年度内に２以上であった火山地域については、治山施設の機能強化対策や老朽化対策を含む。）より前の異なる年度においても(2)又は(3)の緊急対策を実施することがで

	きる。
（激甚災害緊急減災対策）	激甚な災害が発生した地区（山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価又は被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）において、山腹崩壊等により発生する土砂の流出等による被害を未然に防止するために必要な緊急的な措置を計画的に実施するものであり、次の１及び２の条件を満たすもの。 １　治山等激甚災害対策特別緊急事業又は山地治山総合対策事業の施行地であって、山腹崩壊等により発生する土砂の流出等により現に下流に被害を与え、又は被害を与えるおそれがあるもの。 ２　激甚災害緊急減災対策計画（既存治山施設の排土等の緊急対策を実施する箇所及び年度を明示したもの）を策定し、山腹崩壊等により発生する土砂の流出等による被害を未然に防止するため、次の(1)～(3)のうち必要ないずれかの措置を実施するもの。 (1) 崩壊箇所や崩壊危険箇所等の調査 (2) 既存治山施設の排土や渓流内に堆積している不安定土砂、巨石、流木・倒木等の除去、大型土のう等による仮設の護岸工等の措置 (3) 治山施設設置予定箇所の上流域等への土石流センサー、監視カメラ等の設置
（特定流域総合治山対策）	山地治山タイプ 次の１及び２の条件を満たし、かつ、３から５のいずれかの条件を満たすもの。 １　森林面積がおおむね100ha以上であり、かつ、当該森林のおおむね30％以上が森林法第25条第１項第１号から第７号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）である地域で実施するもの ２　国有林野を含む一円の荒廃山地又は荒廃危険地における事業の規模が２億円以上のもの ３　１級河川上流で行うもの ４　２級河川上流で行うもの ５　その他の河川又は地区で行うものであって、次の(1)から(3)までのいずれかに被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるもの (1) 市街地又は集落（人家30戸以上のものに限る。） (2) 主要公共施設 (3) 農地、ため池、用排水施設、漁場等 防災林造成タイプ 次の１から４までのいずれかの条件を満たすもの。 １　過去になだれが発生したか、又は発生するおそれのある箇所で、主要公共施設又は集落に被害を与えるおそれのある箇所 ２　風倒木、山火事等が発生し機能が失われた森林で、土砂の流出により下流に被害を及ぼすおそれがあり、公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもので、次の(1)から(3)までのいずれかに被害を及ぼすおそれがあるもの (1) 市街地又は集落 (2) 主要公共施設

	(3) 農地、ため池、用排水施設等 3　海岸防災林延長100mにつき後方２ha以上の農地又はこれと同等以上の重要性のある保全対象のある箇所（ただし、津波対策強化タイプの場合は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第８条第１項の規定に基づく津波浸水想定に係る区域で行うものを対象とし、保育管理のうち下刈、追肥については同一年度に同一工区において、他の保育管理と併せて実施するものを対象とし、本数調整伐は対象外とする。） 4　防風林造成面積の10倍以上の保全対象を有する箇所 （工事規模）次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの (1) １施行箇所の事業費 年度計画　400万円以上（海岸防災林の機能強化を単独で図る場合にあっては1,000万円以上） (2) １施行箇所の事業費（なだれ防止林造成のうち、対策箇所周辺の危険地における詳細調査を併せて実施する場合） 全体計画　1,500万円以上 （ただし、対策工事に係る１施行箇所の事業費は400万円以上であること。） (3) １施行箇所の事業費（海岸防災林造成のうち、津波対策強化タイプの場合） 全体計画　4,500万円以上 保安林整備タイプ 次の１から３までのいずれかの条件を満たすもの。 1　既往の治山工事施行地であって、森林所有者等の責に帰しえない原因のために、現況が著しく悪化し、施設目的が果たしえられない箇所及び工事施行地以外の保安林で、前記の原因のため破壊され、所期の林況に復旧せしめる必要のある箇所 2　林床植生が消滅し、水源涵（かん）養機能の低下した保安林であって、表土の流出により濁水を発生させ、又は濁水を発生させるおそれがあり、複層林の造成を行う必要がある箇所 3　立木の過密化による表土の流出その他の水土保全機能の著しい低下により、山地の崩壊又は土砂、流木等の流出を発生させ、又は発生させるおそれがある保安林であって、次の(1)から(3)までのいずれかに被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるもの (1) 市街地又は集落 (2) 主要公共施設 (3) 農地、ため池、用排水施設等 （工事規模）　１施行箇所の事業費 年度計画　300万円以上

附　則

1　この通知は、令和５年４月１日から施行する。

2　この通知による改正前の民有林補助治山事業の範囲について（昭和48年11月27日付け48林野治第2235号林野庁長官通知）に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。